

横浜市震災対策条例

制定 平成10年2月25日横浜市条例第 1号

(平成25年2月28日公布) 改正 平成25年9月30日横浜市条例第56号

第3章 市民の責務

(市民の基本的責務)

第7条 市民は、防災訓練等に積極的に参加し、震災対策に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 市民は、その所有し、又は占有する建築物の安全性の向上、食料、飲料水等生活必需品の備蓄その他の震災に備えるための手段を講ずるよう努めなければならない。

3 市民は、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、相互に連携を図り、自主防災組織に参加する等、地域における震災対策の推進に努めなければならない。